東京学芸大学附属図書館利用要項の一部改正について

改正理由：附属図書館の館内施設等の利用において，ラーニングコモンズの利用を規定すること及び字句修正に伴い，所要の改正を行うものである。

改　　正	現　　行
第１章　総則 （趣旨） 第１条　この要項は，東京学芸大学附属図書館利用規則（平成18年規則第14号。以下「利用規則」という。）第28条の規定に基づき，東京学芸大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し，必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 （出陳） 第１４条　本学蔵書の出陳については，別に定める。 第４章　館内施設等の利用 （ラーニングコモンズの利用） 第１５条　ラーニングコモンズの利用については，別に定める。 （グループ学習室の利用） 第１６条　グループ学習室（特別資料閲覧室を含む。）を利用できる者は，次のとおりとする。 ⑴ 本学の役員及び職員 ⑵ 本学の学生 ⑶ 館長が特に許可した者 ２　グループ学習室の利用時間等については，別表１のとおりとする。 （その他館内施設等の利用） 第１７条　その他館内施設等の利用時間等については，別表２のとおりとする。 第５章　その他 第１８条・第１９条　〔省略〕 〔省略〕 附　則 この規則は，令和４年３月15日から施行する。	第１章　総則 （趣旨） 第１条　この要項は，東京学芸大学附属図書館利用規則（以下「利用規則」という。）第28条の規定に基づき，東京学芸大学附属図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し，必要な事項を定めるものとする。 〔省略〕 （出陳） 第１４条　本学蔵書の出陳については，別に定める。 第４章　館内施設等の利用 （グループ学習室の利用） 第１５条　グループ学習室（特別資料閲覧室を含む。）を利用できる者は，次のとおりとする。 ⑴ 本学の役員及び職員 ⑵ 本学の学生 ⑶ 館長が特に許可した者 ２　グループ学習室の利用時間等については，別表１のとおりとする。 （その他館内施設等の利用） 第１６条　その他館内施設等の利用時間等については，別表２のとおりとする。 第５章　その他 第１７条・第１８条　〔省略〕 〔省略〕